

# くらしの法律救急箱



## 第10回 取引先が破たんしたときのギモン

売掛先が倒産したようで、連絡がつかなくなりまして。売掛債権がありますが、どのように対処すればよいでしょうか。

A1

売掛先に資産が残っているならば、なるべく早期に裁判を起こし、勝訴判決を得て強制執行（差押え）するのが有効です。しかし、突然営業を停止した場合に資産は底をついている場合が多く、裁判を起こしても無駄になる可能性が高いといえます。結果的に、売掛先からの資金回収は難航しますが、取引契約時に連帯保証人を立てている場合には、連帯保証人あてに請求することができます。

営業を停止した後、破産申立てがあれば、破産手続の中で「配当」を受けることになります。

Q2

破産手続とはどのような手続ですか。

Q1

破産手続とは、債務者が、借入金や買掛金などの債務を完済することができない場合に、債権者に対して財産を公平に配分するための裁判所における手続です。破産手続が終了すれば法人は閉鎖されますが、個人事業者の場合は免責決定を受けることで債務の負担から解放されて経済的に更生することになります。

A2

破産手続の流れについて教えてください。

Q3

破産を申し立てるには破産原因（支払不能（手形の不渡りなど）または債務超過の状態にあることを指します。）が必要です。破産原因があれば、破産手続が開始され、同時に破産管財人が選任されます。これらの通知が裁判所から債権者あてに送られてきます。

A3

破産管財人には弁護士が選任されるのが一般的です。破産管財人の業務は、破産者の財産である売掛金を回